

事務連絡
平成 29 年 12 月 27 日

各都道府県労働局
職業対策課長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課地域就労支援室長補佐

公共職業安定所における難病者の確認について

公共職業安定所における難病者であることの確認は、障害者職業紹介業務取扱要領（最終改正平成 29 年 4 月 3 日）（以下「要領」という。）第 1 章第 2 節 7（2）ハにおいて、「障害者総合支援法に基づく受給者証又は難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく都道府県知事が交付する医療受給者証（写）又は医師の診断書であって対象労働者の氏名及び難治性疾患の病名が確認できるものにより行う。」と規定しているところです。

今般、「特定医療費の支給認定について」（平成 26 年 12 月 3 日付け健発 1203 第 1 号厚生労働省健康局通知）の別紙「特定医療費支給認定要綱」（参考）の改正により、別添の「難病医療費助成の却下通知（特定医療費支給認定実施要綱別紙様式第 4 号）」（以下「別紙様式第 4 号」という。）が改正され、平成 30 年 1 月 1 日から適用される予定であり、当該改正により、別紙様式第 4 号に指定難病名が記載できることとなります。

これを踏まえ、平成 30 年 1 月 1 日から公共職業安定所において別紙様式第 4 号により難病者であることの申出があった場合は、当該書類をもって難病者であることの確認書類とすることができることとします。

なお、要領については追って改正することとします。

（問い合わせ先）

担当：地域就労支援室職場適応援助係
TEL：03-5253-1111（内線 5860）